

## 長野県卓球連盟登録規程

長野県卓球連盟登録規程（昭和54年7月15日施行）の全部を改正する。

（総則）

第1条 長野県卓球連盟（以下「本会」という。）規約（昭和25年6月1日施行）第15条の規定に基づき、登録に関する規定を定める。

（加盟団体）

第2条 本会への登録窓口となる加盟団体とは、本会規約第7条に規定する卓球競技団体をいう。

（登録団体）

第3条 登録団体とは、前条の加盟団体に所属する団体（以下「登録団体（チーム）」という。）をいう。

（登録会員）

第4条 登録会員とは、本会加盟団体に所属し、かつ、本会制定の卓球競技会等に参加する者で、次の各号のいずれかの区分に登録された者とする。

（1）選手登録

（2）役職者登録（ただし、役職者登録のみでは選手活動はできない。）

2 原則として、同一人の選手登録は、一つの登録団体（チーム）に限る。

3 本会に登録する際の居住地、氏名及び性別は、住民基本台帳記載事項に準じる。但し、旧氏が併記されている際はその旧氏を氏として登録することが出来る。

（登録会員の種別及び登録料等）

第5条 登録会員の種別及び登録料等は、次のとおりとする。

種別	略称	対象者	登録料 円/人
第1種	一般	年齢を制限しない一般並びに次の第2種から第7種に所属しない選手及び第9種及に該当しない選手	4,000
第2種	日学連	日本学生卓球連盟に所属する県内選手	2,000
第3種	高体連	全国高等学校体育連盟卓球専門部に所属する選手	1,800
第4種	中学生	中学生の選手	1,200
第5種	小学生	小学生以下の選手	1,200
第6種	教職員	全国教職員卓球連盟に所属する選手	4,000

第7種	日本リーグ	日本卓球リーグ実業団連盟に所属する選手	4,000
第8種	役職者	① 加盟団体の役員、顧問、部長、監督、コーチ、アドバイザー等 ② 全国教職員卓球連盟に所属する役員	2,000
第9種	高体連未加入高校生	全国高等学校体育連盟卓球専門部に所属しない選手	3,000

(競技会等参加資格)

第6条 本会が行う各種競技会、検定会、研修会等に参加できる者は、第4条に規定する登録会員とする。

(登録地)

第7条 本会に加盟登録する者は、本会の各支部（本会規約第8条に規定する支部）を登録地とする。

- 2 本会に加盟登録する者は、各支部地域内に居住、勤務又は学籍を有するものでなければならない。
- 3 居住地と勤務先、学籍地が異なる場合は、自己の意志によって一ヶ所の支部に登録するものとする。
- 4 勤務先とは、雇用者と雇用契約を締結した上で、週7日のうち4日以上勤務する所を指し、学籍地とは、在学している学校の所在地をいう。

(登録地の特例)

第8条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる事由があるときは、同条に規定する居住地、勤務地、学籍地の属する支部以外の支部から登録することができる。

- (1) 転居、転勤、転校、退職、結婚等により居住地を移転した場合
- (2) 自己の居住地に加盟団体又は登録団体（チーム）がない場合
- (3) 自己の卓球競技技術の向上又は役職者の登録のため、自己の居住地、勤務地、学籍地以外からの登録を希望する場合

2 前項の登録に当たっては、関係支部の長の承認を要するものとする。ただし、次条第3項に規定する役職者の登録については、この限りでない。

(複数の登録)

第9条 勤務先においてチーム編成ができない場合に限り、勤務先名で登録し、チーム戦出場のため勤務先以外の一つの登録団体（チーム）に二重登録することができる。ただし、本会内に限る。

2 中学生（第4種）及び小学生（第5種）は、所属する学校以外に本会内の一つの登録団体（チーム）に二重登録することができる。

3 役職者（第8種）は、第7条の規定により複数登録することができる。この場合において、役職者は、選手とそれぞれ兼ねて登録することができる。

4 第1項及び第2項の二重登録に当たり、前条第1項の規定に該当する場合は、同条第2項の規定を準用する。

（登録料の納入）

第10条 登録料の納入は、公益財団法人日本卓球協会会員登録システム（以下「日卓協会会員登録システム」という。）に基づき、第12条第1項の規定による登録団体（チーム）の登録手続後、第7条第1項に規定する各支部及び本会の登録承認を得た後に、同登録団体（チーム）が公益財団法人日本卓球協会収納代行会社に納入するものとする。

2 前条に規定する複数登録者は、登録数分の登録料を納入しなければならない。

3 登録料の納入後、選手登録者には公益財団法人日本卓球協会（以下「日卓協」という。）指定のゼッケンを、役職者登録者には役職者章を渡すものとする。

4 一旦納入された登録料は、原則として返還しない。

（登録期間）

第11条 登録期間は、毎年4月1日から3月31日までとする。

（登録手続）

第12条 本会に加盟登録する者は、登録団体（チーム）を通じて日卓協会会員登録システムに必要事項を入力し、加盟登録手続を行うものとする。

2 加盟登録は、毎年度行うものとし、原則として2月1日から5月31日までの間にその手続を完了しなければならない。ただし、特別の事由により本期間内に登録の手続ができなかった場合は、登録団体（チーム）及び各支部を通じて本会の承認を得た上で行うものとする。

（登録変更）

第13条 登録会員が転居、転勤、転校その他の事由で加盟団体等を変更する場合は、登録変更をすることができる。

2 前項の登録料は、不要とする。

3 登録変更の手続は、加盟登録の手続を準用する。

（登録取消）

第14条 次の事項に該当する場合は、登録を抹消し、公表することができる。

（1）本会規約、本登録規程又は加盟団体規約等に違反した場合

（2）登録料を未納した場合

（3）登録会員としての体面を著しく汚した場合

2 前項に該当する者は、当該年度において再登録をすることはできない。

(ふるさと登録者)

第15条 ふるさと登録者（日本学生卓球連盟に所属する県内出身の県外選手をいう。以下この条において同じ。）の登録料は、1,000円とし、別に定める方法により本会に直接納入するものとする。

2 ふるさと登録者に関する登録手続は、別に定める方法により本会に直接行うものとする。

3 本会が行うふるさと登録者の参加できる競技会は、別に定める。

(登録規程の改正)

第16条 本登録規程の改正は、本会常任理事会の承認を要する。

(補則)

第17条 この規程に定めるもののほか、本登録規程の運用等について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行し、平成27年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和2年4月1日から施行し、令和2年3月1日から適用する。

附 則

この規定は、2022年4月1日から施行し、2022年3月1日から適用する。

附 則

この規定は、2024年4月1日から施行し、2024年3月1日から適用する。

\*経 過 昭和54年7月15日施行  
平成25年4月1日全部改正  
平成26年4月1日一部改正  
平成27年4月1日一部改正  
平成30年2月1日一部改正  
令和 2年3月1日一部改正  
2022年4月1日一部改正  
2024年4月1日一部改正